

沿 革

名 称	社会福祉法人 常香保育園
所 在 地	〒854-1123 長崎県諫早市飯盛町里1893-3
沿 革	昭和43年4月1日 幼稚園設立 昭和44年4月1日 厚生省認可設立 (定員) 60名 平成 5年4月1日 新園舎完成 平成10年4月1日 乳児室増築 平成17年4月1日 定員増員 (定員) 80名
	初代理事長 松 谷 竝 耀 二代理事長 大 久 保 忠 敬 三代理事長 松 谷 宣 也
	初代 園長 松 谷 竝 耀 二代 園長 町 田 法 子 三代 園長 松 谷 宣 也
敷 地	2011.43m ²
建 物	鉄骨造二階建 402.78m ²
園 庭	1271.17m ²
定 員	80名
入 所 対 象	0歳(産休明)～6歳
特 別 保 育	・障害児保育 ・延長保育 調理員等 非常勤調理員等
自 費 事 業	小学校低学年受入

保育理念

子どもの自ら伸びていく無限の可能性を信じ、豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てる。

保育方針

『まことの保育』の理念に基づき生かされて命にめざめ、ともに育ちあう。

保育の特色

異なった年齢の子供同士の交流を奨励する異年齢児保育と、年齢に応じた児童の発達を援助する年齢別保育の利点を生かし、児童全体の社会性を高めると共に、児童の健やかな成長を、すべての職員が把握し保育を行う。

保育目標

ひとりひとりの子ども達が

1. ありがとう、ごめんなさいと言える子ども
2. よく見て、よく聞いて、よく考える子ども
3. 力いっぱい、のびのびと表現し、友達といることを喜び、思いやりのある子ども
4. 決まりを理解し、自分で考えて行動する子ども

調理員等
非常勤調理員等

保育時間

「金額は別途記載(P12)いたします。」

開園時間 午前7時00分～午後7時00分まで

保育時間 標準保育時間(11時間認定)は7:00～18:00となり
短時間保育(8時間認定)は8:30～16:30となる。
ただし、保育時間外の保育に関しては延長保育となります。

登園時間 9時より活動が始まりますので8時50分までの登園をお願いします。

新入園児 園児さんの新しい園での生活にとまらない、しばしば情緒が安定しない場合が生じます。したがって、お子様の状況次第では短縮保育を行い、徐々に平常の保育時間に戻していく場合があります。その際は、保護者の方と十分な協議のうえで、実施いたしますので、ご了承ください。

服装について

1. 服装は清潔にして、毎日必ず園児服(冬制服)・体操服(夏制服)・日よけ帽子を着用。
 1. 登園後、スモックに着替えて生活。
週2回(水・金曜)に持ち帰ります。(土曜日登園されるときは、もって来る)
1. 衣服については、自分で着脱・排尿・排便がしやすいものを。
「例」ボタンがたくさん付いたもの・つりズボン等は厳禁
1. 持ち物「衣類・靴・用品」等には必ず記名する。
1. 女兒の髪どめ(ヘアピンのご使用)は危険ですので「ゴムひも」等のやわらかい素材をご利用下さい。

欠席について

欠席・早退・遅刻等の連絡は、**必ず9時までに**。緊急以外の連絡は、**午後1時以降に**。
尚、緊急の場合は考慮します。

給食について

昼食は12:30以降、未満児の朝のおやつについては10:00以降は
衛生面を齎調理員等
非常勤調理員等

デイリープログラム

時 間	0歳児	1・2歳児	時 間	3・4・5歳児
7:00	開園	開園	7:00	開園
8:00		自由遊び・排泄 手洗い	8:00	自由遊び 排泄・手洗い
9:00		朝の体操	9:00	朝の体操
		朝の会		朝の会
9:30	おやつ	おやつ		
10:00	自由遊び 片付け	設定・自由遊び 片付け	10:00	課題保育
11:00	昼食準備 (10:50～) 昼食 (11:00)	排泄 手洗い 昼食準備 昼食	11:00	
11:30			11:15	片付け 排泄・手洗い
11:45	自由遊び			昼食準備
12:00		片付け 自由遊び	11:30	昼食
	午睡 (12:10～)	午睡準備・排泄	12:10	片付け・歯磨き 掃除
12:30		着替え・お話し 午睡		午睡準備 排泄
12:45				着替え・お話し
13:00			12:30	午睡
15:00	起床	起床	14:40	起床
		排泄・着替え 手洗い		排泄・着替え 手洗い
	おやつ	おやつ・片付け	15:00	おやつ 片付け
15:20		帰りの会	15:20	帰りの会
16:00		降園準備	16:00	降園準備
		自由遊び		自由遊び
19:00		閉園	19:00	閉園

**長時間保育(11時間)
18:00から延長保育**

**短時間保育(8時間)
7:00～8:30
16:30～19:00
まで延長保育**

※年長児は就学に向け午睡がない日があります。

健康管理について

1. 保育園では、健康診断を年2回(4月・10月)、歯科検診年1回(6月)尿検査(3才児以上)、ぎょう虫検査(全園児)を年1回(4月)に行います。

1. 朝の視診

前日の状態、朝の状態等については、できるだけ詳細にご連絡をお願いします。

1. 薬の与薬

保育園での(保育所職員による)与薬は、法律により規制されています。従って与薬の必要がある場合、所定の手続きを交わしたうえで与薬します。

※手続きについては、別途記載(P7)いたします。

1. 持病

持病のある園児さんは、事前に調査表又はその症状についてご連絡してください。

その際、必要に応じ医師の所見等をご提出下さい。

1. お子さんの「爪・髪の毛の手入れ」「カバン・バック・日よけ帽子・靴」などは清潔に。

1. お子さんが予防接種を受けられた際は必ず園の者にお知らせください。

子どもの伝染病と感染症

厚生省より発表された「感染症対策ガイドライン」を受け、諫早市より「保育所における感染症対策ガイドライン」が、発表されました。

当園でも、上記のガイドラインに沿って保育を実施します。従って、**伝染病・感染症一覧表に**掲示された疾病につきましては、**登園を停止させる場合もありますので、ご留意下さい。**

A. 医師が記入した意見書が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで。
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗生物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症(O157 O26 O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの 医師により感染の恐れがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで。

意見書

保育園・園長様

園児氏名

病名「 _____ 」

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので _____ 月 _____ 日から登園可能と認めます。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関

医師名

印またはサイン

B. 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園の目安
インフルエンザ	症状がある期間(発症24時間前から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した翌日から5日間を経過し、かつ解熱した翌日から3日を経過するまで
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下線、舌下線の腫脹が発現してから5日を経過するまで。かつ全身状態が良好になるまで。
咽頭結膜炎 (プール熱)	発熱・充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血・目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜	ウイルスが呼吸器から1～2週間、便から数週間～数か月排出される。	医師により感染の恐れがないと認められるまで。
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状焼失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヵ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
帯状疱疹 (ヘルペス)	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから

登 園 届	
<p>_____ 保育園・園長 様</p>	<p>_____ 園児氏名</p>
<p style="text-align: center;">[医療機関名「 _____ 」において]病名「 _____ 」と診断されましたが、</p> <p style="text-align: center;">調理員等 非常勤調理員等</p>	
<p style="text-align: right;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>	
<p style="text-align: center;">_____ 保護者</p>	<p style="text-align: right;">印またはサイン</p>

本年度より、別紙にて意見書・登園届・与薬依頼書(月与薬依頼書は除く)は各家庭でご準備して頂くようになりました。原本をお渡しいたしますので、各家庭で大切に保管して頂き、必要に応じてコピーされてご使用下さい。

C. 登園届は必要としない感染症

病 名	感染しやすい期間	登園の目安
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
伝染病紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
RSウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
突発性発しん		解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
伝染性膿痂しん (とびひ)	湿潤な発しんがある間	皮しんが乾燥しているか、湿潤部位が覆る程度のものであること
伝染性軟属腫 (水いぼ)		掻きこわし傷から、滲出液が出ている時は被覆すること
頭じらみ	発症から駆除開始し数日間	駆除を開始していること

法定伝染病以外にも学校保健法によって登園を停止される病気があります。上記以外の病気でも、伝染のおそれがある場合は登園を控え、治療後の登園については医師と相談して下さい。

平成27年度 飯盛地区幼児健診日程及び対象者一覧表

日 程	1. 6歳児健診	3歳児健診
	対象児	対象児
4月15日(水)	平成25年 8月～9月生まれ	平成23年 8月～10月生まれ
6月3日(水)	平成25年 10月～11月生まれ	平成23年11月～ 12月生まれ
9月2日(水)	平成25年 12月～平成26年2月生まれ	平成24年 1月～ 2月生まれ
11月25日(水)	平成26年 3月～5月生まれ	平成24年 3月～ 5月生まれ
1月20日(水)	平成26年 6月～7月生まれ	平成24年 6月～ 7月生まれ
受付時間	12:45～13:00	13:00～13:15
会 場	飯盛ふれあい会館	

- ☆ 27年度の幼児健康診断の日程の連絡がありましたのでお知らせします。
- ☆ 主に3歳児健診にて、臨床心理士による育児相談があります。
- ☆ 諫早市では、「子育て専門相談」として、言葉と心理相談を予約制(1時間程度)で実施されており、言語面や社会性などの発達又は、気になるくせ等相談希望がありましたら保護者の方から支所までご連絡されて下さいますようお願いいたします。

諫早市役所健康福祉課(保健師)	22-1500
飯盛支所 健康福祉課(保健師)	48-1111

与薬について

園での保育中の与薬の必要がある場合、保護者のお薬与薬依頼書での書面をもってのご依頼につきましては、与薬を実施致します。ただし、下記表示の条件が満たされていない場合、与薬についてお断りすることとなります。

※ 保護者が、**お薬与薬依頼書を記入し、薬剤情報提供書のコピー**と一緒に手渡して下さい。

※ 長期の依頼の場合も、毎日長期お薬与薬依頼書と薬と一緒に手渡してください。

※ お薬依頼書は、所定の用紙を園に用意しております。

※ 持参する薬は医療機関からの処方であること。

※ 保護者の判断で持参した薬は、対応できません。

※ 飲み薬は1回分を持参すること。

※ 薬には、はっきり記名して下さい。

※ **市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤はお預かりできません。**

※ **吸入などの医療行為は園では実施できないことになっております。**

※ 受診の際、医療機関で、保育園に通っていることを医師に伝えて下さい。

※ 処方により、与薬しなければ命にかかわる恐れのある薬物については、与薬致しません。(保護者ご自身で与薬して下さい)

※ **処方内容・処方日が不明な薬は受け付けません。**

お薬与薬依頼書

受入者()

依頼日		平成		年	月	日
クラス名 (5歳児 4歳児 3歳児 2歳児 1歳児 0歳児)						
園児名()			保護者名()			
下記のとおり保護者の責任において与薬を依頼いたします。						
病名(又は症状)						
病院名			薬剤情報提供書 (提出 ・ 未提出)			
①持参したくすりは 年 月 日に処方されました						
②くすりの剤型(該当するものに○)						
粉 ・ 液(シロップ) ・ ぬり薬 ・ 点眼(右・左) 点鼻 ・ その他()						
③くすりの内容						
抗生物質 ・ 解熱剤 ・ 咳止め ・ 下痢止め ・ 整腸剤 ・ かぜ薬 ・ その他()						
④使用する日時(該当するものに○)						
昼食前 ・ 昼食後 ・ 時おやつ前 ・ 時おやつ後 ・ その他具体的に()						
保育園 記載	与薬者サイン					
	与薬時間		月	日	午前 ・ 午後	時 分

※お薬与薬依頼書に必要事項を書いて、必ず保育士に直接渡して戴くようにお願い致します。

※依頼書なしの薬持参の場合、与薬が出来ませんので、よろしくお願い致します。

※慢性病・目薬・塗り薬に関しては、1ヵ月単位で依頼をお受けいたします。

※月与薬依頼書は園で準備致しますので、ご記入ください。

その他について

1. 子どもさんは、皆さんのお迎えを待っています。
お仕事が終わられたら早めに迎えにきてください。
1. 朝食は出来るだけ家庭で済ませ、登園時保育園内に食べ物を持ち込まないで下さい。
※（ガム、あめなどの持ち込みも禁止です。）
1. 園での主食・間食(延長の間食)等については、原則として持ち帰ることを禁止いたします。
(行事によっては、持ち帰る場合もあります。)
1. 仕事がお休みの場合、親子のふれあいを大切にしている時間を。
1. 園からの「おしらせ」「れんげ」「クラスだより」「保健だより」等はよく読んで
返信が必要な場合は期日までに。
1. 配布物があった場合には登園時に確認表にチェックをして下さい。
1. 午睡時間中のお迎えや、お昼までの保育の場合は、デイリープログラム等を
参考にして下さい。
1. お迎えの人や時間が変わる場合は、事前に連絡をして下さい。
1. 保護者の住所、勤務先、携帯電話、家庭の状況に変動があったときは必ず連絡を。
特に仕事が休みで、ご自宅を留守にされる場合、事前に連絡をして下さい。
1. 門扉の出入りは、必ず保護者同伴でお願いします。又、登園の際は、以上児の
子どもさんも、お遊戯室までお連れ下さい。(0～2歳児は乳児室まで)
1. 保育園の駐車場をご利用の際、他の車の駐車に影響がないようにしてください。
「職員車」カードの置いてある車は職員の車ですので、その前に停めて結構です。
1. 登・降園において、子どもさんは必ず後部座席に座らせてください。シートベルト・チャ
イルドシート等のご利用を。
1. 登・降園において、安全運転(スピードの出しすぎ・安全確認)でお願いします。
1. お寺の境内の入り口の所に駐車される方がいます。車両通路をふさがないように
違う場所に駐車してください。
1. 上の駐車場は、原則として歩行が確立していない園児さん・妊娠中・病気治療中及び、高齢者
以外の方はご遠慮下さい。(園児さんが歩行中の場合もありますので、徐行運転を)
原則として黄色の門の前は駐車禁止です

※メールマガジンにて園のお知らせをしております。

johkoh.renge@docomo.ne.jp

※ホームページを開設しています。

<http://www.icv-net.ne.jp/~johkoh/>

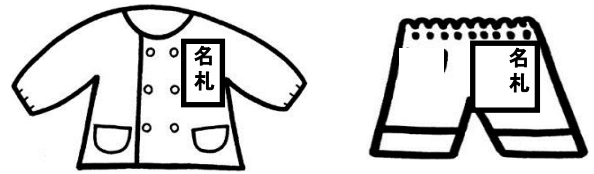
常香保育園で検索して頂くと観覧できます。

☆名札をつける物☆

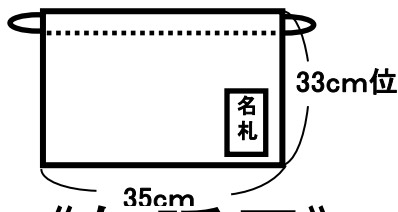
〈夏用制服〉



〈パジャマ〉



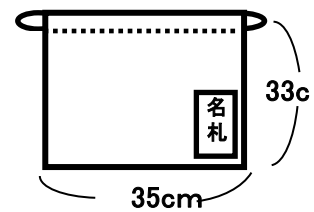
〈着替え袋〉



〈歯ブラシ・コップ入れ〉

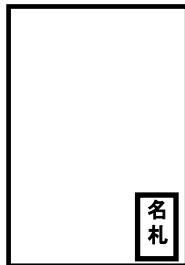


〈パジャマ〉

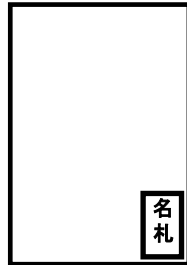


《午睡用》

〈掛け用〉

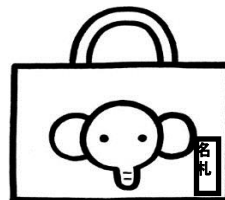


〈敷き用〉



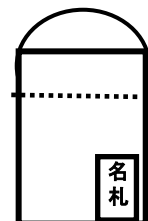
《食事用》

〈布団袋〉



〔各自の布団のサイズに合わせ袋を準備下さい〕

〈エプロンタ〉

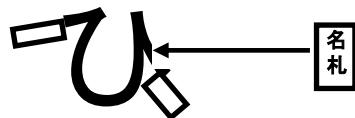


〔ハンドタオルの広さ位で子供の首にあわせ、平ゴムを通して下さい。〕

〈なわとび〉



〈なわとび〉



とびの縄部分に名札を縫い付けてくだ

おさがりを使用する際は名札を訂正するのではなく、新しいものを付け直して下さい。

保育園への“意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組み”について

目的

- 要望等への適切な対応により、利用者の理解と満足感を高めることを目的とします。
- 利用者個人の権利を擁護すると共に、利用者が保育サービスを適切に利用することができるよう支援する事を目的とします。
- 納得のいかないことについては、一定のルールに沿った方法で円滑・円満な解決に努めることを目的とします。

解決の体制

1 園内体制

保育園に関する要望等を解決するため、当園では、園長をその責任者とし主任保育士の松谷礼子を受け付け担当職員と決めました。保育園に関する要望等は担当職員へ、お申し出下さい。

解決責任者	園長	松谷宣也
受付担当者	主任保育士	松谷礼子

2 第三者委員会

直接保育園に言い難いことや、何度言っても解決しないようなことを解決するため、第三者委員を決めました。第三者委員へ直接、要望等を申し出られるか、または保育園への申し出に際し立会いをお願いする等ができます。

(1) 第三者委員 久富 達也 氏
住所 諫早市飯盛町川下917番地4
電話 0957-49-1158

(3) 第三者委員 森岡 宣浩 氏
住所 諫早市飯盛町里623-8
電話 0957-49-1425

(2) 第三者委員 小川 俊昭 氏
住所 諫早市飯盛町里1511-5
電話 0957-49-1139

(4) 第三者委員 町田 法子 氏
住所 諫早市飯盛町里1892
電話 0957-49-1311

申出

1. 要望等は所定の用紙を使用し、直接保育園の受付担当者に申し出て下さい。
2. 解決責任者である園長へ直接申し出することもできます。
3. 保育園で任命している第三者委員へ直接申し出することもできます。

解決の記録と報告

受け付けた要望等は、受付担当者から解決責任者である園長、関係職員へ回覧し、解決に努めます。

第三者委員への報告を原則としますが、申出の方で第三者委員への報告等を必要とされない場合は報告をしませんので、その旨を用紙にご記入下さい。匿名の手紙、電話等に

解決の通知

受け付けた要望等は、解決責任者より所定の用紙により、改善されたものの通知書、調査を実施した事の報告書または調査を行わない旨の通知書をもって申出人へ通知します。

解決の公表

個人情報に関するものや申込者が拒否した場合を除いて、要望等の解決について、毎年度終了後に事業報告やれんげ(4回)、ホームページにおいて公表し保育園の改善に努めます。

この解決の仕組みは、平成18年4月1日から実施しております。

「一時保育」規定

一時保育とは

専業主婦家庭等の育児疲れ解消(私的理由による)急病、出産(緊急)や断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴う(勤務形態による)一時的保育に対する需要に対応する保育サービスです。

※勤務形態を理由とする保育日数は、概ね週3日以内です。

- 1) 保育時間 原則とし、保育時間は月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時までです。
- 2) 休業 日曜・祝日・年末年始・災害・伝染病の発生時の場合は、休業いたします。
- 3) 給食 ご希望により給食を実施致します。

4) 利用料

年齢	保育料		給食費	
	1日	半日(5時間以内)	昼食代	おやつ代
0歳児	1,400円	950円	300円	50円
1・2歳児	1,200円	650円	300円	50円
3歳児以上	1,000円	600円	150円	50円

※4月1日現在の年齢です。

※3才以上児は、主食代90円を別途徴収いたします。

午前8時から午後6時以外の保育は、「延長保育」とする。

延長保育

の利用料

一日200円とする

5) 利用料

利用料の徴収は、原則として利用日に徴収します。

の徴収

「保育所事務所へ納めて下さい。」

6) 利用に

ついて

ご利用の際はあらかじめ保育園との協議(一時保育利用申込書)が必要です。必要な方は、窓口へご用命下さい。

7) 利用の

際の

ご注意

ご利用の際、お子様の状態(疾病等)によっては、ご遠慮いただく場合もありますので、前日の様子又は登園時の状態をお知らせ下さい。尚、お子様の疾病等につきましては、前もって詳しくお知らせ下さい。(例)小児ゼンソク・アレルギー等

8) 登・降園

について

登・降園の際、保護者の同伴が必要です。代理の方の場合、前もって必ずご連絡下さい。

9) 安全と

健康

管理

保育中、事故及び発病があった場合、医師の診断・治療が必要と判断した場合は、ご連絡致します。したがって、緊急の連絡先を必ず、お知らせ下さい。又、仕事が休みの場合も、お知らせ下さい。

「延長保育」規定

延長保育とは、

標準保育時間(11時間認定)の場合、保育園の開所時間11時間(7:00～18:00)を超えて保育を行うサービスです。

短時間保育(8時間認定)の場合、園で定められた保育時間8時間(8:30～16:30)の前後に保育を行うサービスです。

※ 閉園時間は19:00ですので閉園までにお迎えをお願いいたします。

1) 利用料 利用時間ではなく、1人1日200円とする。また、月の利用上限金額を1人2,500円までとする。尚、兄弟児に関しては、2人目からは上限を1,250円と定める。

※ 18:00から延長保育となりますが10分未満は、猶予します。

2) 利用料の徴収 利用料の徴収は、原則として月末締め翌月5日に延長保育専用の袋を配布致します。10日までに納入して下さい。

3) 利用について ご利用に当たっては事前に、延長保育申込書の提出が必要です。必要な方は窓口へご用命下さい。

4) その他 ご質問等、ございましたら事務局までお尋ね下さい。
本年度は、保育制度改正に伴い諫早市と諫早市保育会の協議で延長保育料が設定されております。
来年度以降、変更があり得ます。

「小学校低学年児童受入」規定

小学校低学年児童受入事業とは、

保護者の就労時間の延長及び、小学校週5日制の導入により、保育に欠ける低学年児童を保育所の余力を利用して保育サービスを提供する事業です。

1) 保 育 原則として、月曜日から土曜日までの通常の保育時間です。
時 間 通常保育時間「午前7時00分から18時00分まで」但し、園児の兄弟である場合は延長保育も致します。

2) 休 業 日曜・祝日・年末年始及び災害・伝染病の発生時は、休業いたします。

3) 給 食 ご希望により給食を実施します。

4) 利用料	1日(7時00分～18時00分)	延長保育18時00分～19時00分
	1,800円 半日(5時間)以内の場合 1,000円 給食費290円別途徴収致します	延長料 「延長保育」規定を適用

5) 対 象 小学校低学年(小学校1年生から3年生まで)但し、1～2年生の希望が多い場合優先します。

6) 利用料の徴収 利用料の徴収は原則として利用日に徴収致します。
「保育所事務所へ納めてください。」

7) 利用について ご利用の際、事前に保育申請書の提出が必要です、お子様の状態(疾病等)によっては、ご遠慮いただく場合もありますので、前日の様子又は、登園時の状態をお知らせ下さい。尚お子様の疾病等につきましては、まえもって詳しく、お知らせ下さい。

8) 定 員 原則として、1日5～6名とします。(申告順)

9) 登降園について 登園・降園は保護者の付き添いが必要です。
代理の方の場合、あらかじめお知らせ下さい。

10) 安全と健康管理 保育中、事故及び発病があった場合、医師の診断・治療を必要と判断した場合は、ご連絡致します。したがって緊急の連絡先を必ずお知らせ下さい。

11) その他 ご質問等、ございましたら事務局までお尋ね下さい。

年間の主な行事

月	行 事	保護者会活動
4 月	入園進級式・ 歓迎遠足(バス) ・はなまつり(5歳児)	保護者会・役員会
	健康診断・ぎょう虫、尿検査	
5 月	運動会 ・おたんじょう会	運動会役員会
6 月	食育の日・歯科健診・船遊び(5歳児)	
7 月	おたんじょう会・七夕会・海水浴・そうめん流し	
8 月		
9 月	おたんじょう会	常香まつり役員会
10 月	健康診断・ 常香まつり	
11 月	文化祭・サッカー大会・おたんじょう会・ 親子餅つき会	
	子育てほっと週間・ごっこ遊び	
12 月	発表会 ・消火訓練	
1 月	おたんじょう会	
2 月	卒園記念写真撮影・バイキング・作品展	保護者会
3 月	おたんじょう会・お別れ会	保護者役員会
	卒園式・入園説明会・健康診断(新園児のみ)・終了式	

定期的な行事

1カ月に1回・・・避難防災訓練・火災訓練

身体測定・衛生検査

必ず { 年1回以上保護者参加参観0才を除くクラス懇談会
1歳児～5歳児面談

年 4 回 ……交通安全指導

年 6 回 ……映写会

《緑組》

《黄・赤組》

1ヶ月に2回……英語教室

1ヶ月に1回(年3回)……英語教室

6・7月にスイミング教室(6回)実費

調理員等

調理員等

クラス編成

クラスの編成は、基本的には、0歳児・1.2歳児・3.4.5歳児の縦割り保育を実施致します。
 ※「3～5歳クラス」は、同年齢の横割りクラスでの活動をすることもあります。

園 長		松 谷 宣 也	
主 任 保 育 士		松 谷 礼 子	
主 任 保 育 士 補 佐		松 尾 瑠 美	
3 歳 以 上 児 責 任 保 育 士	みどり組 (5歳児)	月 元 由紀恵	} 異年齢児保育
保 育 士	きい・あか組 (3・4歳児)	中 嶋 菜 摘	
保 育 士	〃	松 谷 愛 子	
パ ー ト 保 育 士	〃	藤 原 真 弥	
パ ー ト 保 育 助 手	〃	寺 本 知 絵	
3 歳 未 満 児 責 任 保 育 士	あお・もも・そら組 (2・1・0歳)	松 尾 瑠 美	
パ ー ト 保 育 士		野 口 ひとみ	
〃	〃	栗 原 克 子	
〃	〃	佐 藤 正 幸	
〃	〃	小 川 利 恵	
看 護 師 (常 勤 的 非 常 勤)	〃	岩 永 留 美	
パ ー ト 保 育 助 手	〃	平 亜 加 里	
		堀 良 子	
保 育 士	フリー	松 谷 徹	
パ ー ト 保 育 士	午 後	秀 島 直 子	
〃	午 後	岸 下 美 也 子	
パ ー ト 保 育 助 手	午 後	久 保 町 子	
調 理 員		赤 司 真 理 子	
調 理 員 等		下 釜 小 百 合	
非 常 勤 保 育 士		毎 熊 美 樹	
〃		渡 辺 真 由 美	
〃		福 島 真 美	
非 常 勤 職 員		小 峰 美 恵 子	
非 常 勤 職 員		上 戸 い そ み	
嘱 託 医 (内 科)	鬼塚内科医院院長	鬼 塚 淳 朗 先生	
〃 (歯 科)	くぼ歯科医院院長	久 保 尚 芳 先生	

常香保育園保護者会会則

- 第1条 名 称 本会は常香保育園保護者会という。
- 第2条 事務所の所在地 本会の事務所は、常香保育園内に置く。
- 第3条 組 織 本会は常香保育園園児の保護者をもって組織する。
- 第4条 目 的 本会は児童福祉法の精神に則り、園児の福祉を増進する為、常香保育園の運営に協力し、保育事業の振興をはかることを目的とする。
- 第5条 事 業 本会は前条の目的を達成する為、概ね次のことを行う。
・児童福祉の増進をはかる為、保育園と提携して研修を行う。
・相互扶助をはかる。
・その他必要なこと。
- 第6条 役 員 本会は次の役員を置く。
・会長一名、副会長二名、役員(クラスに1～3名)を置く。
・前項の役員は、会員の互選とする。又、役員の任期は1年とする。
- 第7条 職 務 役員職務は、次のとおりとする。
・会長は本会を代表し、本会を援助する。
・副会長は役員書記及び会計を担当する。
- 第8条 会 費 本会の会費は、会費・寄附金その他の収入をもってあてるものとする。
・会費は、会員より毎月(一軒当て、500円)を徴収する。
・会計年度は4月1日に始まり3月31日をもって終了し決算の報告をなす。
・本会の慶弔費については次のとおりとする。
- | | |
|-------------------------|-------------|
| 会員死亡 |5,000円 |
| 園児死亡 |5,000円 |
| 園児入院 (7泊8日以上) |3,000円 |
| 職員結婚 |5,000円 |
| 職員死亡 |5,000円 |
| 調:職員退職(正職員) |5,000円 |
| 調: (非常勤職員・パート職員 勤続1年以上) |3,000円 |
- 第9条 改 正 本会の会則の変更は、会員の3分の2以上の賛同をもって決議する。
- この会則は、
- | | | |
|-------------|----|-------------|
| 昭和44年04月01日 | 施行 | (常香保育園母の会) |
| 昭和58年04月01日 | 改定 | (常香保育園保護者会) |
| 昭和60年04月01日 | 改定 | |
| 平成13年04月01日 | 改定 | |
| 平成19年04月01日 | 改定 | |
| 平成21年04月01日 | 改定 | |